

地方独立行政法人香取おみがわ医療センター使用料及び手数料規程

(趣旨)

第1条 地方独立行政法人香取おみがわ医療センター（以下「法人」という。）で診療、介護又は訪問看護を受けた者等に対して、この規程の定めるところにより、一部負担金及び使用料並びに手数料（以下「使用料等」という。）を徴収する。

(使用料等の種類及び額)

第2条 法令に定めのない使用料等は、別表に掲げるとおりとする。

2 別表中、その額の範囲だけを規定するものについては、当該使用料等の額は、理事長が別に定める。

3 前各項の規定にかかわらず、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により消費税の課税対象となる使用料等の額は、別表に定めるところにより算出した額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(徴収の方法)

第3条 全額又は一部を負担する使用料等は、法人の発行する請求書等により、利用者から徴収するものとする。

(減免)

第4条 理事長は、災害その他特別の事由又は公益上の必要があると認めるときは、使用料等の全部又は一部を減免することができる。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、使用料等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、香取市病院事業使用料及び手数料条例に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の規定に基づいてなされたものとみなす。

3 別表の備考中、令和7年3月31日までの間、「香取市民」とあるのは「香取市

民及び東庄町民」とする。

別表（第2条）

種類	料金
病室使用料	特別室 1日につき 10,000 円 1人室 1日につき 6,000 円 2人室 1日につき 3,500 円
人間ドック（日帰り）	診療報酬の算定方法により算定した額の範囲内で、理事長が別に定める額
低線量肺がんCT検診	5,800 円
交通事故による診療料金	診療報酬の算定方法により算定した額に、当該額の10割の額を加えた額
医師面談料	30分まで5,000 円 以後30分増すまでごとに5,000 円を加算する。
セカンドオピニオン相談料	30分まで10,000 円 以後30分増すまでごとに10,000 円を加算する。
金属床による総義歯料	歯科医師会の協定による額
装用器具料	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）により定められた補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）による額
生命保険用診断書	1通につき 5,000 円
健康診断書	1通につき 3,000 円
一般診断書	1通につき 3,000 円
死亡診断書	1通につき 3,000 円
身体障害者診断書	1通につき 5,000 円
後遺症認定診断書	1通につき 5,000 円
年金及び恩給診断書	1通につき 5,000 円
臨床調査個人票	1通につき 4,000 円
自動車賠償保険用診断書及び明細書	1通につき 5,000 円
第三者行為による傷害診断書	1通につき 5,000 円
裁判用（特別）診断書等	1通につき 5,000 円
一般証明書	1通につき 3,000 円

その他の証明書	1 通につき	1,000 円
死体検案書	1 通につき	5,000 円
診察券再発行代	1 枚につき	137 円
コピー代	用紙	1 枚につき 10 円
	電磁的媒体	1 枚につき 500 円

備考 香取市民以外の利用者に対しての病室使用料は、3割を加算する。